

議案第 4 3 号

埼玉中部環境保全組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により、埼玉中部環境保全組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 2 4 年 6 月 4 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

埼玉中部環境保全組合規約の一部を変更する規約

埼玉中部環境保全組合規約（昭和 5 2 年指令地第 1 2 0 4 号）の一部を次のように変更する。

第 1 4 条第 2 項中「及び外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）により外国人登録がされている者の合計数」を「の数」に改める。

附 則

この規約は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 2 1 年法律第 7 7 号）の施行の日から施行する。

議案第43号参考資料

埼玉中部環境保全組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(経費)</p> <p>第14条 組合の経費は、組合の事業（財産）より生ずる収入及びその他の収入をもってこれに充てなお、不足と認められるときは次の割合をもって組合市町が負担する。</p> <p>人口割 20%</p> <p>処理量割 80%</p> <p>2 前項の人口は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている者及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）により外国人登録がされている者の合計数とし、処理量は、当該年度の前年の1月1日から12月末日までに組合が処理をしたごみの量とする。ただし、鴻巣市においては、別表に掲げる区域に限る。</p>	<p>(経費)</p> <p>第14条 組合の経費は、組合の事業（財産）より生ずる収入及びその他の収入をもってこれに充てなお、不足と認められるときは次の割合をもって組合市町が負担する。</p> <p>人口割 20%</p> <p>処理量割 80%</p> <p>2 前項の人口は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている者の数とし、処理量は、当該年度の前年の1月1日から12月末日までに組合が処理をしたごみの量とする。ただし、鴻巣市においては、別表に掲げる区域に限る。</p>